

「パートナーシップ構築宣言」

SMFLみらいパートナーズ株式会社（以下、「当社」）は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携
直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

当社は、経営理念となる「SMFL Way」の「Our Vision（私たちの目指す姿）」において、「金融の枠に留まらないソリューションの提供を通じて、お客様の課題解決に貢献し、共に発展する企業」を目指すことを掲げています。時代を先取りし、付加価値の高いサービスを提供することにより、広くお客様と社会の持続的な発展に貢献します。また、あらゆるステークホルダーと共に持続的に成長し、より良い未来を創ることを目指し、以下の通り当社自らの健康経営を推進いたします。

- ・ かけがえのない社員とその家族の心身の健康を大切にします。
- ・ 社員一人ひとりが生き生きと働ける健全な職場風土を醸成します。
- ・ 社員と組織の活力・生産性向上を通じ、お客様により一層価値あるサービスを提供します。
- ・ 健康に関わる社会課題の解決に取り組み、心豊かで健やかな社会の実現に貢献します。

2. 「振興基準」の遵守

「親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）」を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業

者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切に取った上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった際には、適切なコスト増額分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当社は、「Our Vision」において「SDGs 経営で未来に選ばれる企業」を掲げ、ビジネスと関連の深い「環境」「次世代」「コミュニティ」「働きがい」の4つを重点課題（マテリアリティ）に設定しています。SDGs に正面から取り組み、未来に向けて社会の持続的な発展に貢献し、次の世代に選ばれる企業を目指します。

2025年5月8日

(2025年9月26日更新)

企 業 名・役職・氏名（代表権を有する者）

SMFLみらいパートナーズ株式会社 代表取締役社長 上田 明